

2020年4月24日
みずほ銀行 国際戦略情報部

Mizuho Country Focus

【ブラジル】新型コロナウイルスへの政府等の対策と進出企業への影響

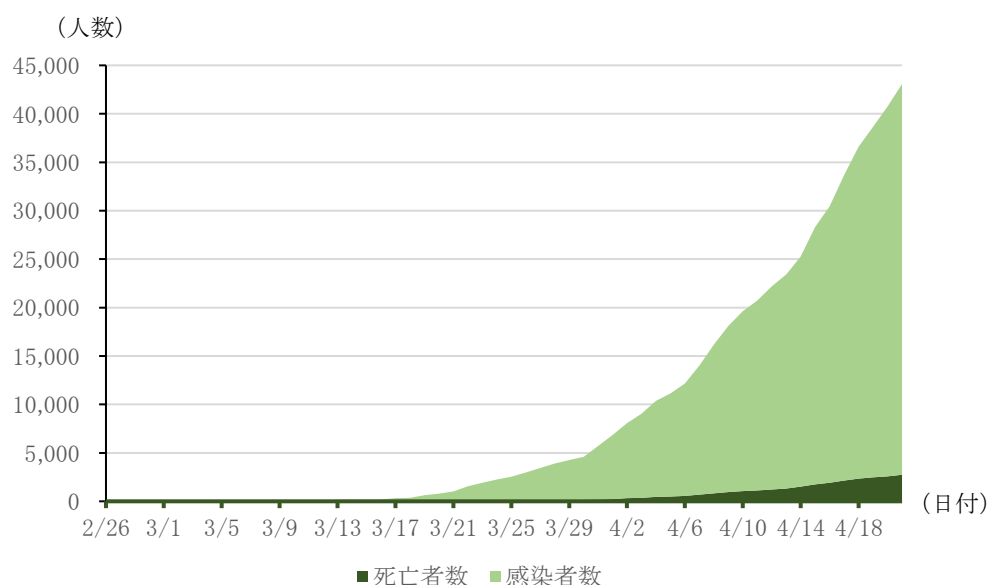
要旨

- ブラジルでは2020年2月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから都市部を中心に急速に感染が拡大しており、国民生活や企業活動にも深刻な影響をもたらしている
- 感染拡大を受け、連邦政府をはじめとする各種公的機関は感染症対策と経済対策の両面から様々な施策を実行。経済対策の中には医療機器等の輸入規制緩和が盛り込まれている他、各種税金・社会負担金の支払猶予や与信取引に係る金融取引税の免除、従業員の一時的解雇制度等の時限的な恩典が設けられており、ブラジルの企業が「コロナ禍」を乗り越えるための強力なツールとなることが期待される

1. ブラジルにおける新型コロナウイルスの感染拡大状況

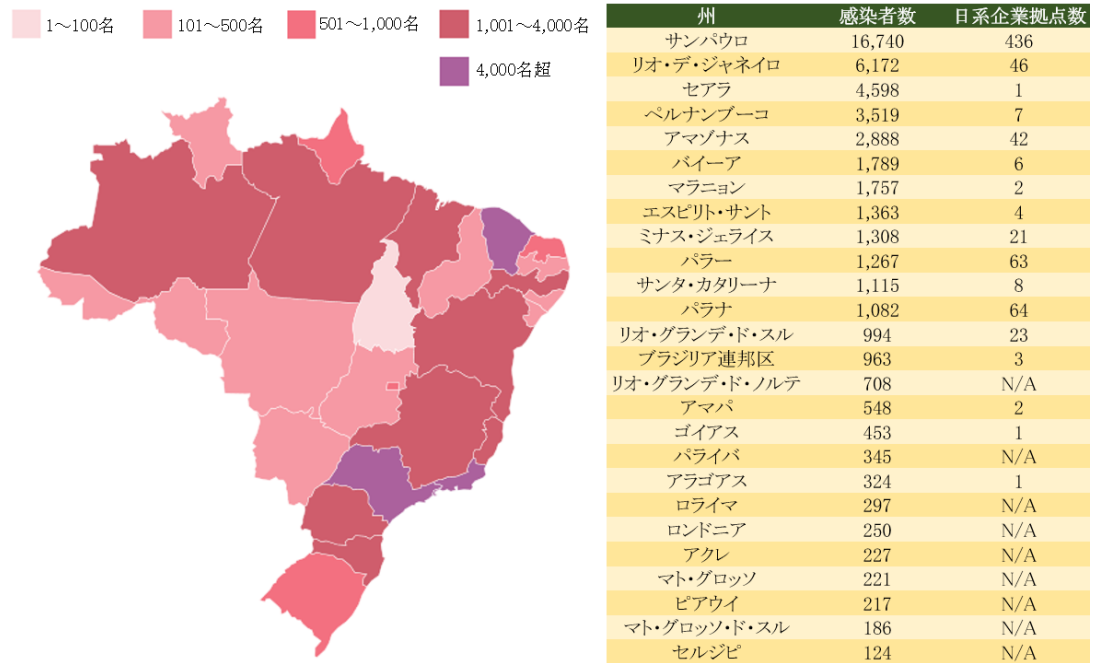
2月以降、都市部を中心に急速に感染が拡大
ブラジルでは2020年2月26日、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認された。その後、欧州からの帰国者を中心に相次いで感染が確認され、3月中旬以降は感染経路不明のケースを含め、サンパウロ州やリオ・デ・ジャネイロ州等の人口の多い地域を中心に爆発的に増加しており、ブラジル全土での感染者数は49,492名、死者数は3,313名となっている(2020年4月21日時点)。

【図表1】ブラジルにおける新型コロナウイルスの感染者数・死者数推移



(出所)ブラジル保健省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【図表 2】州ごとの感染者数(2020年4月21日時点)



(出所)外務省、Folha、ブラジル保健省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2. 新型コロナウイルスの感染拡大への政府等の対策

「感染症対策」と「経済対策」の両面から、幅広い政策を発表

新型コロナウイルスへの対応をめぐるのは、企業活動や消費活動を極力平時の通りに維持して景気後退を回避したいボウソナロ大統領と、外出禁止や企業の操業停止を徹底して感染拡大を防止したい一部の閣僚や連邦議員、州知事らとの間で対立が続いている。対立によって初動対応が遅れて国内感染が拡大したこと、またボウソナロ大統領が感染の早期封じ込めを唱えるマンデッタ保健相を更迭したことは、世界各国でも大きく報じられた。しかしながら、足元では政府も保健省や経済省を中心に、感染症対策と経済対策の両面から幅広い政策を打ち出していることは注目に値する。

【図表 3】政府等による主要な感染症対策および経済対策(2020年4月21日現在)

分類	概要
感染症対策	感染拡大防止 すべての隣国との国境閉鎖(貨物・人道支援物資等を除く) すべての国からの外国人入国禁止(4月30日まで) 外出禁止、企業の操業一時停止(州ごとに実施)
	国内医療整備 医療機器・薬剤等の輸入関税免除(9月30日まで) 同製品群の通関審査簡素化 同製品群の輸出に係る非自動承認ライセンス取得義務化 同製品群に対する工業製品税(IPI)の免除(9月30日まで) 衛生用品の国内販売に係る承認手続き簡素化 保健省の予算拡充および他省庁から保健省・医療現場への予算移転 医療資材確保のための、各自治体への予算割り当て 薬剤の国内販売価格凍結(5月31日まで) 警察および国軍による、医療現場や医療資材の物流における安全確保
経済対策	企業向け 勤続年数補償基金(FGTS)への負担金納付を3ヵ月猶予 産業別職業訓練機関(Sistema S)への負担金納付を3ヵ月減額 3月分・4月分の社会負担金(PIS/COFINS)の納税期限延長 簡易税務申告制度適用先の連邦法人税納付を3ヵ月猶予 信用取引に係る金融取引税(IOF-Credit)の免除(7月3日まで) 輸出前貸(ACC)・輸出手形買取(ACE)の期間延長 在宅勤務や休暇取得前倒しに係るルールの緩和 一時解雇や勤務時間・給与の削減に係るルールの制定 陽性判定を受けて職場を離れた従業員への15日分の給与補填 0.5ポイントの政策金利引き下げ(4.25%→3.75%。3月18日に決定)
	国民向け 低所得者向け現金給付プログラム(Bolsa Familia)の支給対象拡大 冬季ボーナス(13ヵ月給与)の支給前倒し 低所得者向け扶助(Abono Salarial)の支給前倒し 生活困窮者への緊急支援制度の整備 勤続年数補償基金(FGTS)からの引き出し容認

(出所)ブラジル経済省、ブラジル輸出投資振興局より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

ブラジル連邦議会では2020年3月20日に、連邦政府が発出した非常事態宣言が承認された。これにより、基礎的財政収支の赤字が予算案の上限を超過することが容認され、保健省や全国の医療現場に対する機動的な緊急予算配分が可能となった。緊急予算の一部は医療用ベッドや人工呼吸器、検査機器等の購入・配備等に割り当てられる。

また、新型コロナウイルス感染拡大に対する経済対策として、経済省からはブラジル国民の消費を喚起するため、低所得者向けの現金給付プログラム(Bolsa Familia)の受給対象者を百万名強拡充するほか、通例11月と12月に分けて支給される冬季ボーナス(いわゆる「13ヵ月給与」)がそれぞれ4月と5月に前倒しで支給されるなどの様々な措置が発表されている。緊急予算はこのような国民向け支援策を補填する財源としても活用される。

3. ブラジル進出企業への影響

医療機器等の輸入規制は緩和。一方で輸出は事前承認制度により厳格化

新型コロナウイルスの感染拡大防止や治療に係る医療機器・薬剤(医療用手袋・マスク、エチルアルコール、人工呼吸器等。2020年4月20日現在、合計313品目)については、ブラジル国外からの輸入関税が2020年9月30日までの間免除される。また、これらの製品は他の製品と比べて優先的に通関審査が実施されるため、ブラジル国内で該当する製品を輸入・販売している医療機器メーカーにおいては、輸入コストの大幅な削減が期待できる。

一方で、国内医療現場における資材確保の観点から、従来事前承認の対象外であった医療資材の輸出については政府の事前承認取得が義務付けられることとなった。また事前承認制度の品目には医療機器を構成する部品や医薬品の原料等も一部含まれており、少しでも該当する可能性のある輸出事業者は、自社製品の事前承認要否を個別に確認することが推奨される。

国内企業のキャッシュフロー改善を企図した一時恩典が散見

新型コロナウイルスの影響を踏まえた企業向け経済対策の中には、国内企業のキャッシュフロー改善に資するものも散見される。例をあげると、退職時や解雇時の手当として企業が毎月従業員の給与の8%相当額を積み立てる「勤続年数補償基金(FGTS)」への負担金納付や、簡易税務申告制度(Simples Nacional)を利用している中小企業の連邦法人税の納付は、4月から6月の3ヵ月間にわたり猶予される。また、社会保障制度の財源となる社会負担金(PIS/COFINS)の3月分・4月分の支払も、それぞれ8月・10月に納付することが認められる。加えて、産業別職業訓練機関(Sistema S)への拠出金についても、4月から6月の3ヵ月間は通常の半額となる。

現地での資金調達についても、一時的な恩典が設けられている。ブラジルの金融機関からレアル建てのローンを調達する際、通常は借入期間に応じて最大で年率1.88%の金融取引税(IOF-Credit)が元本に対して課せられるが、2020年4月3日から同年7月3日までの間に約定および実行されたローンについては、当該金融取引税が免除される。また、ブラジルにおける一般的な輸出ファイナンス手法である輸出前貸(ACC)および輸出手形買取(ACE)については、平時には合計で最長750日の調達期間が1,500日まで延長される(2020年4月16日付中央銀行令No.4,002)。新型コロナウイルスの影響によりキャッシュフローが悪化しているブラジル企業においては、このような恩典を活用した現地での資金調達も選択肢の一つとなるだろう。

在宅勤務や休暇の取得前倒しに係る要件が緩和

2020年3月22日施行の暫定措置令(MP)No.927/2020により、在宅勤務制度の利用要件が緩和された。従業員を平時の勤務形態から在宅勤務へと移行させる場合、企業は通常、移行する15日前までに従業員に対して通知する必要があるが、この要件が今回の暫定措置令により48時間前に短縮された。在宅勤務への移行にあたって、企業は従業員に対し、通信機器等のインフラを提供する必要があり、通信機器等の貸与や在宅勤務に伴う諸経費の負担に係る契約は、移行後30日以内に書面にて締結することが求められる。また、暫定措置令では年次休暇や祝日の取得前倒しに係る通知の時限も同様に、48時間前に短縮されている。先述の通りブラジル国内では新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しているため、特に感染者数の多いサンパウロ州やリオ・デ・ジャネイロ州等の企業では、これらの制度の活用を検討する意味は大きいと考えられる。

従業員の一時的解雇や勤務時間・給与の削減に係るルールも明文化

職場での感染リスクを抑えたい企業や、事業の縮小・売上の低下等により従業員に給与を支払い続けることが困難となっている企業においては、2020年4月1日施行の暫定措置令 No.936/2020 に基づく一時解雇や勤務時間・給与の比例削減も検討する必要がある。

一時解雇については、最大 60 日間まで実施可能であり、従業員の給与や学歴によって交渉の要件が異なる(図表 4)。

- 月給 3,135 レアル以下の従業員、または月給 12,202.12 レアル以上で大学を卒業している従業員については、個別交渉に基づく一時解雇が可能
- 月給 3,135 レアル超から 12,202.12 レアル未満の従業員、または月給 12,202.12 レアル以上で大学を卒業していない従業員については、組合との団体交渉が必須

なお、政府は一時解雇された従業員に対して、2019 年度の売上が 480 万レアル未満の企業の場合は失業保険の 100%を支給するが、同 480 万レアル以上の企業の場合は失業保険の 70%のみが支給され、企業は一時解雇期間中、給与の 30%相当額を支払う必要がある。

【図表 4】暫定措置令 No.936/2020 に基づく一時解雇制度

		企業の2019年度売上	
		480万レアル未満	480万レアル以上
従業員の月給および学歴	3,135レアル以下、または12,202.12レアル以上かつ大学卒業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別交渉可 ・従業員への給与支払不要(失業保険100%支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別交渉可 ・従業員へ給与の30%支払要(失業保険70%支給)
	3,135レアル超12,202.12レアル未満、または12,202.12レアル以上かつ大学卒業未満	<ul style="list-style-type: none"> ・個別交渉不可(団体交渉要) ・従業員への給与支払不要(失業保険100%支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別交渉不可(団体交渉要) ・従業員へ給与の30%支払要(失業保険70%支給)

(出所) Tozzini Freire 法律事務所、各種公開情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

一時解雇された従業員は一時解雇期間中、場所を問わず一切の勤務が認められないため、社内で重要な業務に従事している従業員を一時解雇する場合、企業の運営に支障をきたす可能性が生じるため、一時解雇ではなく、勤務時間と給与の比例削減制度の利用を視野に入れて考えるべきであろう。当該制度の下では企業は従業員との交渉によって、勤務時間および給与を 25%・50%・75%のいずれかの割合で削減することができる(時間給自体の減額不可)。この際、従業員に対してはそれぞれ減額された勤務時間・給与と同じ割合で失業保険が支給される。団体交渉要否の判定基準は一時解雇制度の基準に準ずるが、月給 3,135 レアル超から 12,202.12 レアル未満の従業員、または月給 12,202.12 レアル以上の大学を卒業していない従業員であっても、勤務時間および給与の削減割合を 25%とする場合は、個別交渉が許容されている。また、25%・50%・75%以外の割合で勤務時間および給与を削減する場合は、従業員の給与水準や学歴を問わず団体交渉が必要となる。

【図表 5】暫定措置令 No.936/2020 に基づく勤務時間・給与の削減制度

	従業員の月給および学歴	勤務時間・給与の削減可能割合	失業保険の支給割合
個別交渉の場合	3,135レアル以下、または12,202.12レアル以上かつ大学卒業	<ul style="list-style-type: none"> ・25% ・50% ・75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間・給与の削減割合と同率
	3,135レアル超12,202.12レアル未満、または12,202.12レアル以上かつ大学卒業未満	<ul style="list-style-type: none"> ・25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・25%
団体交渉の場合	月給・学歴を問わず検討可	<ul style="list-style-type: none"> ・25%未満 ・26%~49% ・51%~69% ・70%超 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間・給与の削減割合が ・25%未満の場合、0% ・26%~49%の場合、25% ・51%~69%の場合、50% ・70%超の場合、70%

(出所) Tozzini Freire 法律事務所、各種公開情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

暫定措置令 No.927/2020 および No.936/2020 に基づく各種労務制度については、従業員との契約に係る手続きや時限をはじめ、細かなルールが定められている。このため、制度の利用にあたっては社内の人事部門・法務部門の担当者や顧問弁護士等との事前協議が推奨される。

4. おわりに

ブラジルでは現在、感染者数が日々千人単位で増加を続け、一部の地域では病床数の不足等により、医療現場の崩壊が叫ばれ始めている。また、多くの国内企業は空前のレアル安による為替差損を抱え、サプライチェーンの寸断や売上の減少による業績の悪化を余儀なくされている。ブラジル企業がこの未曾有の危機を乗り切るには、雇用形態の見直しや一時恩典の活用等を織り交ぜた、非常事態ならではの労務・財務戦略の策定が必要となるであろう。

ブラジル経済は 2017 年から 2019 年にかけて 3 年連続でプラス成長を遂げていたものの、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、IMF(国際通貨基金)は 2020 年の実質 GDP 成長率を ▲5.3%と予測している。2020 年初めにボウソナロ大統領が掲げていた 2%の成長率達成は、現実的には相当に厳しいものとなっている。しかしながら、ブラジルでは 2019 年には念願の年金改革が成立、さらに税制改革法案や労働改革法案の策定も進むなど、新型コロナウイルス感染拡大直前までは各種構造改革の進展により景気の先行きが好感されていたのも確かである。大統領と各省庁や連邦議会・地方自治体が一丸となって新型コロナウイルス対策を行い、ブラジル経済が早期に成長軌道に戻ることを期待したい。

以上

© 2020 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。